

国民年金保険料のお支払いは、口座振替がおトクです。

国民年金保険料のお支払を口座振替すると、振替方法によっては保険料が割引されます（納付方法別保険料額表参照）。また、口座振替だと保険料のお支払忘れの心配もなく、金融機関にお支払いに行く手間も省けて便利です。

口座振替のお申し込みは、豊中年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

《手続きに必要なもの》
 ・年金手帳 ・預金通帳 ・通帳の届出印

口座振替の開始は、お申し込みいただいた日から2ヶ月程度かかる場合がありますので、手続きはお早めにお願います。

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前に豊中年金事務所にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が年金事務所へ立替納付を行うものです。（クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。）

問 豊中年金事務所
 06 6848 6831
 問 能勢町役場住民福祉課医療係
 734 0158

| 給付方法 | | 納期限又は振替日 | 保険料額 (平成22年度) | 割引額 (平成22年度) |
|-------|----------|----------|------------------|-----------------|
| 毎月納付 | 納付書 | 納期限：翌月末 | 15,100円 | |
| | 口座振替 | 振替日：翌月末 | | |
| | 口座振替【早割】 | 振替日：翌月末 | 15,050円 | 50円 |
| 6ヶ月前納 | 納付書 | 納期限：10月末 | 89,860円 | 740円 |
| | クレジット納付 | 振替日：10月末 | 89,860円 | 740円 |
| | 口座振替 | 振替日：10月末 | 89,570円 | 1,030円 |

老人医療（一部負担金相当額等）医療証の更新について

65歳以上の障害のある方などに、老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証を交付していますが、その医療証の有効期限が7月31日までとなっていたため、有効期限を更新した医療証を7月下旬に対象者の方に発送しています。（ただし、対象者の所得額が制限額以上の場合には交付できません。）

医療証更新申請書をあわせて送付していただきますので、必要事項をご記入押印のうえ、役場住民福祉課医療係まで提出してください。

8月以降、医療機関（大阪府内）を受診される場合は、新しい医療証を受診してください。

老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証交付対象者とは、65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方です。これまで交付を受けていなかった方でも、交付を希望される場合は、役場住民福祉課医療係まで申請にお越しくください。

障害者医療費助成制度に該当する方
 ・身体障害者手帳1～2級所持者
 ・重度の知的障害者
 ・中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者

ひとり親家庭医療費助成制度に該当する方
 特定疾患医療受給者証をお持ちの方

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核にかかる医療を受けている方
 障害者自立支援法に基づく精神通院医療を受けている方

いずれも本人の所得制限がありません。

問 住民福祉課医療係
 734 0158

町府民税(第2期分)・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料(8月分)
 の納期限は8月31日です。
 忘れずに期限内に納めましょう。